

想定される。国、都からの助成については現在考えられているという情報はないが、交付税上で勘案されるであろうと思われる。市としても取り組みを強めていかなければならない事業であり、御協力をお願いしたいとの答弁がありました。

委員より、適正処理困難物について質問があり、業者にもあまり負担がかからぬような方法を見つけてほしいとの要望がなされた。

また委員より、放置自転車の再利用と粗大ごみの再生販売についての質問があり、理事者より、駅前放置自転車については廃棄物としての判断が難しいが、今後の課題であるとの答弁があり、また理事者より、現在も粗大ごみは催し物などで展示し、市民に利用いただいているが、将来はリサイクルプラザといったものの建設も考えなければならぬとの答弁があり、また委員より、プチギャラリ、ガレージセールで粗大ごみコーナーの設置を考えてほしいとの要望があり、また委員より、犬などの糞、空き缶のポイ捨てが目立つが、美化を含めての条例が必要だと思ふとの質問があり、理事者より、条例第六十一条にもかかわり、法律上でも禁止規定がある。ぜひ市民の皆さまに守っていただくようなPRに努めるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げ、審査報告といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第七、議案第百五号、平成四年度福生市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案については総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告をお願いします。まず総務委員長、須釜亮次君。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきました。議案第百五号、平成四年度福生市一般会計補正予算（第三号）の歳入及び歳出予算のうち、総務委員会所管分につきまして、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、歳入全般について理事者より説明を受けた後に質疑に入りました。委員より、国庫支出金の児童措置費負担金において、保育単価の見直しの関係で国と都の改正が出てくるが、どのように改正されたのかとの質疑に対して、理事者より、これについては人事院に係わる改定率を掛け合わせた数字を見込んで計上したものであるとの答弁がありました。

委員より、基地交付金の関係で七月の政令改正ということで、これは土地の値上がりによるものと聞いているが、福生市においてはこの配分の変更によっての見直しはどうかとの質疑に対して、理事者より、今回大都市を中心とした土地の高騰、そういったアンバランスは正を図って政令の改正がなされたわけであるが、当市においては今回増額をさせていただいた経過もあり、現段階では心配がないと考えているとの答弁がなされました。また、都支出金の外国事務委託で増額とのことだが、件数でどのくらいの増

加か。また、主にどのような国がふえているかとの質疑に対して、理事者より、当初約二千件を見ていたが三千二百二十件となり、千二百二十件の増となった。また、国別については、最近ではブラジル、フィリピン、タイ、イラン、パキスタン、と今までになかった国の方々の登録が多くなっているとの答弁がありました。

次いで、教育費を除く歳出について、理事者より説明を受けた後に質疑に入りました。委員より、普通財産の関係で単価は幾らになっているかとの質疑に対して、理事者より、一平方メートル当たり一万二千円との答弁がなされました。

次に、理事者より教育費に関する歳出の説明を受けた後に質疑に入りましたが、質疑もなく、その後お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 次に建設委員長、浜中輝夫君。

（建設委員長 浜中輝夫君登壇）

○建設委員長（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第百五号、平成四年度福生市一般会計補正予算（第三号）歳出予算のうち、建設委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明後、質疑に入りました。

委員より、中小企業振興資金貸付事業費の増額理由を伺いたい。理事者より、当初三百五十万二千円の計上で六十九件を予定したが、百二十件ほど想定されることから、増額分について計上するものである。

委員より、緊急道路整備の名称の経緯を伺いたい。

委員より、以前は道路補修に対して災害復旧の枠を使っていたが、緊急性があるということで現在に至っているものと思う。

委員より、緊急道路という名目で使うにはそれにふさわしい工事を進めていく必要があると思う。

委員より、緊急道路用地の改修価格の査定方法について伺いたい。理事者より、狭隘道路に倣った算定価格で改修しているとの答弁後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 次に厚生委員長、佐藤慶二君。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第百五号 平成四年度福生市一般会計補正予算（第三号）歳出予算のうち、厚生委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、外国人登録事務委託金の補正に関して、外国人登録をした人が当初予算よりどのくらいふえたかという質問があり、理事者より、当初補助取扱件数を二千件見込んでいたが、三千二百二十件と千二百二十件の増となり、単価が千九百円から二千二百六円の増となったための補正であるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決いたしました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます、審査報告といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

○これより議案第百五号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第百五号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(赤星行人君) 十一時二十五分まで休憩をいたします。

午前十一時十五分 休憩

午前十一時二十五分 開議

○議長(赤星行人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程第八、議案第百六号、平成四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 佐藤慶二君登壇)

○厚生委員長(佐藤慶二君) 御指名をいただきましたので、議案第百六号 平成四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)についての審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、委員より、特別対策補助金について、他の自治体の補助状況とこの補助金の性格についての質問があり、理事者より、収納率が向上するための施策としてはどんなものに使っても

いいということでは人件費についても認められ、二十七市においては武蔵村山市が申請し、二十三区では十一区が対象となっている。全国的には収納率向上対策事業で四百五十六市町村、七十億百万円、医療費適正化特別対策事業で二百四十市町村で二十五億一千四百百万円、合計九十五億一千五百万円が対象となった。また、人口規模によっての定額の交付の基準も示されている。

その後、質問もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げ、審査報告といたします。

○議長(赤星行人君) 以上で報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第百六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第百六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(赤星行人君) 日程第九、議案第百七号、平成四年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 浜中輝夫君登壇)

○建設委員長(浜中輝夫君) 御指名がございましたので、議案第百七号 平成四年度福生市下水道事業会

計補正予算（第二号）について、審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。
何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十、議案第百八号、財産の取得についてを議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名を賜りまして、議案第百八号、財産の取得について委員会の審査報告

をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員会といたしましては、本議案に関し、本日冒頭に理事者の発言訂正がありました件につきまして、委員会としてあらかじめ承して審査を進めたことを申し添えます。

まず、理事者より説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、取得についての概要と本体以外の付属品、設置する付帯工事の内容についての資料要求の申し出があり、理事者より資料の提出の申し出がありました。

委員より、一口にコンピューターといっても付属の器具がそろわないと打ち出せるところまでいかないことがこの資料の図面でわかったが、実際稼動するにはこの予算で足りるのかとの質疑に対して、理事者より、今後教室内における設備等で小さいものは出るかとは思いますが、ほとんどの機種は満たされており、稼動できると考えている。また、ソフト関係については、来年度以降についてそろえさせていただくことも考えられるとの答弁があり、代表的なソフトの内容について伺いたいとの質疑に対して、理事者より、本年度においては、技術関係の履修が二十時間から三十時間必要であり、そのソフトをとりあえず購入する予定で、また、新年度において九教科のソフト関係の予算を計上させていただき、今後先生方に研究をしていただきながらソフトの購入を順次図っていきたいとの答弁がありました。

また委員より、本会議においても意見が出たが、今後生徒一人に一台という考えがあるかとの質疑に対して、理事者より、本来的には一人一台が理想とは思いますが、義務教育の中でのことでもあり、生徒の個人差等を勘案して、お互いに協力し助け合うといった面から、福生市としては二人に一台がよいと考えている。当面、コンピューター導入に対するこの方針の変更はないとの答弁がありました。

委員より、コンピューター機種がNECに決定した経緯を伺いたいとの質疑に対して、理事者より、選定に当たっては教育長、指導主事を含めた教育委員会職員、それから、学校側については技術関係の先生方を中心としたパソコン検討委員会を設置してそれぞれに検討してきたところである。検討内容として各

業者からの教育用コンピューター資料の検討、パソコンのデモンストレーションによる業者側の機種説明、取り扱い、ソフト関係の説明、また、他市に既に導入されている中学校の視察研修などを行い、そういった中で選定基準としては保守関係、修理関係、研修関係、また、他社製品への対応力、教育ソフトの保有力等を総合的に検討した結果、NECの機種がふさわしいとの判断になったとの答弁がなされました。

委員より、このコンピューターの導入における指導体制について伺いたいとの質疑に対して、理事者より、技術家庭科の先生方においては平成三年度、四年度において既に専門研修を終了して生徒の指導ができるような体制になっている。また、それ以外の先生方についても指導ができるような状況にはあるが、さらに教育効果を高めるために導入時の研修と、七月、八月当たりにも研修を進めて、指導がきちっとできるような対応をしていきたいとの答弁がありました。

委員より、この機種の導入に当たってのメンテナンス体制とSE体制について伺いたいとの質疑があり、理事者より、メンテナンスの関係については、当然初年度においては点検・修理等は無料であり、この一年間には先生方の自作ソフト等の開発についての研修指導、開発指導をしていただけるSEの派遣等の体制の充実も含まれているとのことであるとの答弁がありました。

委員より、今後このような提案については資料を作成し、明確な答弁ができるように事前に十分な準備をしていただきたいとの要望がありました。

委員より、一人ひとりがマスターできるよう、一人一台のコンピューター導入を進めていただきたいとの意見がありました。

その後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告といたします。

○議長（赤星人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星人君） 日程第十一、議案第百九号、市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 浜中輝夫君登壇）

○建設委員長（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第百九号 市道路線の認定について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

現地視察実施後、理事者の説明を受け質疑に入りました。

委員より、この路線について、防衛との話が始まった時点はいつか。また、今後もうこういう場合もあり得るのか。理事者より、七月ごろからであるが、市道六八号線の行き止まりの解消については常々聞いており、苦慮していたが、市の総意であることが確認できれば防衛用地が借りられることになったことからこのような処置を取るものである。今後もうこのような取得の方法はあると考えている。

委員より、行き止まりの市道六八号線沿いに建設されたマンション業者との関係での道路認定では困る。市としては民地でも行き止まり道路を解消するという基本方針なのか。理事者より、行き止まりの道路の解消に向けて積極的な方法で進んできており、ほかにも解決したいところはある。この道路認定に当たっ

てマンション業者との約束事ということはないとの答弁後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十二、陳情第四十号、「○」形の印影を押印と認めることを求める陳情書を議題といたします。

本件については議会運営委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（議会運営委員長 齋藤 巽君登壇）

○議会運営委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、陳情第四十号、「○」形の印影を押印と認めることを求める陳情書について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本陳情書の審査は九月十一日当委員会に付託をされ、継続審査となっていたものでございまして、前回に引き続き意見を求めましたところ、委員より、「○」形の印影を押印と認める必要性を考えるよりは、市民サービスの向上のため、今後必要最小限の押印省略を考えるという観点から、本陳情については不採択とされたいとの意見がございました。

その後、お諮りしましたところ、賛成なしで不採択と決定いたしました。

当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、報告いたします。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第四十号について、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第四十号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星行人君） 起立者なしであります。よって陳情第四十号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十三、陳情第四十一号、「義歯保険点数の改善を求める意見書」採択の陳情書、日程第十四、陳情第四十七号、「保険でよい入れ歯」の意見書を求める陳情書、日程第十五、陳情第四十二号「保険でよい入れ歯」を要望する意見書提出に関する陳情書の三件を一括して議題といたします。

本三件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(厚生委員長 佐藤慶二君登壇)

○厚生委員長(佐藤慶二君) 御指名をいただきましたので、陳情第四十一号、陳情第四十二号につきましての審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

陳情第四十一号と陳情第四十七号は九月定例会で提出され、九月二十二日の厚生委員会では、もう少し勉強し、十分検討してから結論を出したいということで、全員異議なく継続となり、今回、委員より、よい入れ歯を入れるには自費でやらなければならないというネックがあり、この三件の陳情は多少違っていてもよい入れ歯をといる熱望があるので、ぜひ採択して意見書を出してほしいとの意見があり、その後、個別に採決いたしましたところ、三件とも全員異議なく採択と決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げまじて、審査報告といたします。

○議長(赤星人君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星人君) 以上で質疑を終わります。

これより本三件について個別に採決いたします。

まず、陳情第四十一号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星人君) 御異議なしと認めます。よって陳情第四十一号は、委員長の報告のとおり採択さ

れました。

次に、陳情第四十七号について採決いたします。

○議長(赤星人君) 次に、陳情第四十七号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星人君) 御異議なしと認めます。よって陳情第四十七号は、委員長の報告のとおり採択されました。

次に、陳情第四十二号について採決いたします。

○議長(赤星人君) 本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星人君) 御異議なしと認めます。よって陳情第四十二号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(赤星人君) 日程第十六、陳情第四十二号、法務局の大幅増員に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 須釜亮次君登壇)

○総務委員長(須釜亮次君) 御指名を賜りましたので、陳情第四十二号、法務局の大幅増員に関する

陳情書につきまして、委員会における審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照
委員より、この陳情については国や都、または周辺の市町村においても陳情採択の動きもあるようで、実際に法務局に行くとき長時間待たされたりとか、この陳情書に述べられているような状態が見受けられるので、この陳情を採択されたいとの発言があり、お諮りしましたところ、全員異議なく採択と決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第四十二号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって陳情第四十二号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(赤星行人君) 日程第十七、議案第百十二号、福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 御指名をいただきましたので、議案第百十二号、福生市教育委員会委員の任命についての提案理由の説明を申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち、来住野和也教育長が平成五年一月三日をもちまして任期満了となります。来住野和也氏におかれましては、昭和六十四年一月教育委員に就任以来、永年にわたっての教職生活で得た豊富な知識と経験を生かされ、教育長としての使命を深く認識し、教育行政の推進にもてる手腕を発揮してまいりました。したがって、私といたしましては、引き続き教育委員として教育行政の進展のため以前に増してなお一層の力を貸していただきたいと考えているところでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、ここに本議案を御提案申し上げる次第でございます。

なお、履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

よろしく御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番(松山 清君) 二、三お聞きしたいのですけれども、一つはこの来住野さんが任期満了という形になるわけですが、御本人から市長の方にこの辺でやめるといふか、そういう進退伺いというものはあったのなかったのか、その点を一つ。

それから、今も市長が、来住野委員はいろいろな豊富な経験と知識を持っているというふうなことで、再度任命したいのだというふうなことがありましたけれども、この四年間を見まして、市長から見て教育行政でこの来住野教育長のもとで何が前進したのか、言ってみれば、市民から見えてこった点は、この来

住野教育長のもとで行われてよかったというようなものが当然おありだと思いますので、そういうものを具体的にお知らせいただきたいと思っています。

それから、市長は、これからの四年間を任命するわけですけれども、この来住野委員に対して、かなり以前にも増して云々と言いましたけれども、具体的には何を期待されているのか。どんな面を教育の面では前進させていきたいのか、そんな点をひとつお聞かせいただきたいと思っています。

それから、かつての本会議での来住野教育長の一般質問等に対する答弁の中でも、例えば基地のフェスティバルなどについてはこれを賛美するような答弁があったと思いますけれども、こういうことについては市長として、それは当然のことというふうにお考えになっておられるのかどうなのか。

それからもう一点、中学校給食については、市民の皆さんが参加をした民主的な運営による審議会がつかられ、自校直営方式の実施という答申が出されましたけれども、教育委員会の方は、これを当分の間実施をしないというようなことで先送りをしてしまう。これは私は非常に民主主義にもとることだというふうに思っておりますけれども、こういうことの中心におったのはやはり教育長たる来住野委員だと思えますけれども、こういう措置は、市長から見るとそれは当然のことだとか、やむを得ないことなのだ、当たり前のことだと、そういうふうに思われているのかどうなのか、その辺についてもひとつお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（赤星人君） 一時まで休憩をいたします。

午前十一時五十分 休憩

午後一時 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） 先ほどの松山議員さんの質問に対して、見解を申し上げさせていただきたいと思

います。まず、進退伺いが出たかどうかということでありまして、進退伺いをちょうだいする前に私の方

で留任を求めたわけでございまして、したがって、結果的にはちょうだいしておりませんが、そういったような経緯でございます。

二つ目の、四年間の教育行政についてどのような貢献をしたかということですが、非常に私としてはアクティブに、前例にこだわらずに、勇気ある行動をとったと、こんなふうな認識であります。

そしてまた、今後の四年間はどういうふうなことであります。この四年間を踏まえたこの実績をより一層強力に推進してもらいたい、こんなふうな思っております。具体的にどうかということでありまして、例えばかめの幼稚園の発想などもなかなか非常に奇抜な発想でありまして、あるいはまた、中学校の海外派遣等々も非常に当を得た発想ではなかったかと、こんなふうな思っているところがあります。

三番目でございますが、基地フェスティバルに賛辞を呈したようだが、これについての考え方というところでございますが、私といたしましては、いろいろなやりとりがあつたときにあつたようでございますが、特段に問題があるようなというふうな感触ではあつたやりとりを受け取っておりませんので、特段にどうこうというふうには思っておりません。つまり容認をいたしておるところであります。

それから、中学校給食でございますけれども、この答申について教育委員会が慎重審議をしてこのようなことで、この間申し上げたような恰好になつたわけでございますので、それを私は尊重してまいりたいと、かように思っております。以上です。

○十一番（松山 清君） それでは、例えば市長が引き続き四年間やってもらいたいというような判断というのは、今、私はせっかくいろいろ具体的に言うことができる、答弁という形にいたしましたけれども、できる機会があつたのですけれども、今のような程度だということであれば、さして引き続き四年をやっていたかどうかというのは、一向に私にとってはそういう熱意というものが伝わってこないわけです。ところで、例えば基地の問題で言えば、こういうふうに言っておりますね。「基地のフェスティバルは総合的に見てすばらしいと判断した」と、こういうふうな答弁をこの場でやられたわけですが、そうすると、いろいろ問題のある軍用機の展示、武器の展示の場のこういうフェスティバルを、教育長た

る方がこういう賛美をするということであれば極めてやはり問題であろうと思うのですね。当然このあとそうした訂正をする機会というのも、当然いろいろな場であつたはずですから、一向にそういうことについての反省的なものも聞かれてこなかったというのは事実だろうと思います。

それから、中学校給食について、とにかく先ほど申し上げましたけれども、市民の人が参加をした審議会で民主的に討議をして実施をすべきだという答申を出したにもかかわらず、教育委員会の協議結果ということでは、これを先送りするという結論を出した。この中心にいたのはまぎれもなく来住野教育長であることは私が声を大きくして言わなくてもおわかりのはずなことなのですね。だとすればやはり、そしてそういうことについて、中学校給食について、実施ということについて迫れば、開き直った形で教育は総合的なものだと、そんなことばかりやっているわけにはいかないのだというような形の答弁までされているわけです。しかし、そうではなくて、個々の問題について、父母が要求しているものについて真剣に一つ一つ取り組んで、解決していくというのが、やはり教育行政に携わる責任者たるべき人の責任であろうと私は思います。そういうことについて、全く無責任な形のことをやるということはやはり許されないことだと思います。

だから、市長は今回も引き続きやっていただきたいというふうに提案しておりますけれども、私どももいたしましては、今申し上げたような点を申し上げて、やはり適任ではないということをお願いしておきたいというふうに思います。

○十三番（遠藤洋一君） このことは前の教育委員さんの同意のときにも伺ったのですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第四条の第三項に、「委員の任命についてはそのうち三人以上、前条ただし書きの規定により委員の数を三人とする町村にあっては、二人以上が同一の政党に所属することになってはならない」というふうになっておりますけれども、政党に所属することは全くそういう意味では法的に許されていることでありますけれども、ここで同意を市長が求めておられます来住野和也さんについての政党の属性はどのようなになっておられるか伺っておきたいと思ひます。

○市長（石川彌八郎君） 政党には属していないと思ひます。

○十三番（遠藤洋一君） 属していないと思ひますと言うけれども、つまり属していても構わないのですけれども、ただ、僕はこの間の委員さんの同意のときもそう思つたのですけれども、言わずもがなの不規則発言でも市長の考え方に添つたようなものが教育委員にあるのだというようなのがあつたりしまして、僕は意見の対立する人が五人の教育委員さんの中にいることは全く構わないと思ひます。それぞれの政党の属性を持った方がいても構わないと思ひます。市長はその辺についてはどのようにお考えか伺つておきたいのです。

東京二十七日市の中でも教育委員さんの選任等に関しては、例えばそれぞれ議会の中の問題なんですけれども、例えば党派からの推薦というようなことがあるところもあるのです。例えば自民党さんの推薦するような教育委員さん、共産党さんの推薦するような教育委員さん、あるいはその他の政党の推薦する教育委員さんということ、それぞれ党の属性を持つておられるような方のいるところはいくつもあるわけです。それらのことについては、福生ではそういうのはなじむのかどうかということも含めて、市長はどのようにお考えなのかをちょっと伺つておきたいと思ひます。

○市長（石川彌八郎君） 政党というものは全く超越して、より教育に適切な方であればといったような、そういう見解でございます。

○十三番（遠藤洋一君） 今は、つまりこの法律によれば第四条、「委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し見識を有する者のうちから地方公共団体の長の議会の同意を得て任命をする」という形に法でなっているわけです。それで、今のようことを伺つたわけですが、私は今度の市長が同意を求められております来住野氏に關しましては、幾つかのひっかかるところがあるのです。

例えば私は、確かに人格も高潔で教育、学術に見識を持つている方だとは思つておりますし、非常に教養のある方だと思つておりますけれども、幾つかの私のやりとりの中でも、例えば基地の問題、今、共産党の松山議員からも出ましたけれども、その問題におきまして、例えば文学作品のタイトルだけを引用して表現をするというような、私に言わせますと大衆文学的には文学作品を冒瀆するような形での表現など